

抑制具の種類による看護師の精神的負担感 —抑制期間への影響—

1. 研究の対象

- ・2022年 磐田市立総合病院の身体拘束をされている患者さんのいる部署に配属されている看護師で、労働と看護の質向上のためのデータベース(DiNQL)より抽出した抑制の多い部署・中間・少ない部署3カ所の師長の協力が得られた病棟の看護師
- ・2022年4月1日～2022年7月31日まで、当院へ入院され、上記の3部署で、四肢の抑制帯・ミトン・車椅子乗車時の安全ベルト・体動センサー・コールマットを使用された身体拘束具別で10名ずつの患者さん

2. 研究目的・方法

2000年(平成12年)介護保険制度が開始され、介護保険施設等では身体拘束が禁止されました。それは、日本国憲法第11条、身体的自由権では、国家権力によって、不当に身体拘束を受けることはないという基本的人権があるからです。

しかし、急性期病院では身体拘束が減らないと言われており、2016年のデータでは、90%以上の一般病床で身体拘束が実施されています。

当病院では、患者さんの観察を行いながら、毎日看護師カンファレンスを実施し身体拘束の必要性を考えておりますが、事故や転倒が発生しない安心感から開始してしまった拘束を解除することに躊躇してしまうこともあるのが実情です。他研究からも、身体拘束についての研究報告が、2000年の身体拘束が禁止されてからは件数が増えてきています。しかし、患者さんに身体拘束を行う看護師のジレンマはあり、身体拘束をできるだけ解除していきたいという気持ちが強いです。

そこで、今回の研究では、当病院看護師を対象に、今まで研究されていない抑制具の種類によって看護師が感じる精神的負担感がどのように違うかを調査したいと思いました。

本研究を行うことで、身体拘束具別の精神的負担感の違いを明らかにし、患者さんへの抑制期間に何らかの影響があるのかを検証することで、今後入院される患者さんの尊厳を今以上に守ることが出来るのではないかと考えました。また、その情報を元に、看護師や他職種間での効果的なカンファレンスを行うことに繋がり、各々が一緒に働くスタッフの気持ちに寄り添うことが出来、精神的負担感も軽減でき仕事のやりがいに繋がり、そのモチベーションが患者さんへの看護として還元できるのではないかと考えました。

研究期間は、病院長承認後から2022年11月1日までです。

3. 研究に用いる試料・情報の種類

情報：看護師のアンケート結果、抑制患者さんの抑制日数のデータ（DiNQLより抽出するため、患者さんの氏名・年齢・病名等は調査されません）

電子カルテより、入院中に使用した抑制具の種類とその期間。また、治療に必要な医療処置があったのかを調査します。

4. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

研究責任者

磐田市立総合病院 5階東病棟 鈴木賀子

住所：静岡県磐田市大久保 512-3

電話：0538-38-5000